

四日市市告示第176号

四日市市条件付一般競争入札実施要綱の一部を次のように改正する。

平成27年 4月 1日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条件付一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市条件付一般競争入札実施要綱（平成9年4月28日四日市市制定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(参加資格)</p> <p>第4条 一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>現行の四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であって、次に定める建設工事等の種別ごとにそれぞれの要件を満たすもの</u></p> <p>ア 建設工事 <u>入札参加資格者名簿に個別公告に示す業種で登録されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有するもの</u></p> <p>イ 測量業務 <u>入札参加資格者名簿に「測量」として登録されている者のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けているもの</u></p>	<p>(参加資格)</p> <p>第4条 一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次に定める建設工事等の種別ごとにそれぞれの要件を満たす者</p> <p>ア 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者</p> <p>イ 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者</p>

ウ 建築物の設計業務 入札参加資格者名簿に「建築関係コンサルタント」として登録されている者のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けているもの

エ 建設コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「土木関係コンサルタント」として登録されている者

オ 地質調査業務 入札参加資格者名簿に「地質調査」として登録されている者

カ 補償コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「補償関係コンサルタント」として登録されている者

(3)から(5)まで (略)

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定がなされた若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定がなされた若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(7) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全で

ウ 建築物の設計業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者

エ 建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録を受けている者

オ 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項による登録を受けている者

カ 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規程による登録を受けている者

(3)から(5)まで (略)

<u>ない者</u> <u>(8)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
------------------------------	----------------

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(総務部 調達契約課)